

# 神戸市地域・職域保健ネットワーク懇話会要綱

平成 23 年 4 月 1 日保健福祉局長決定

## (目的)

第 1 条 働き盛り層の健康レベルの向上と健康寿命の延伸を図るためには、市内における地域保健と職域保健を担う組織の連携により、健康情報の共有や健康づくりのための健康教育等の保健事業を共同で実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することが重要である。これら地域保健と職域保健の連携を図るにあたり、必要な意見交換を行うとともに、専門的な見地から幅広く意見を求める場として、神戸市地域・職域保健ネットワーク懇話会（以下、「懇話会」という。）を開催する。

## (委員)

第 2 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 民間各種団体の関係者
- (4) 健康保険組合等関係機関の代表者
- (5) 健診機関
- (6) その他保健福祉局長が必要と認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の数は、25 人以内とする。

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年間とする。なお、委員が欠けたときに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (座長の指名等)

第 4 条 保健福祉局長は、委員の中から座長を指名する。

2 座長は、懇話会の進行を司る。

3 保健福祉局長は、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

## (懇話会の開催)

第 5 条 懇話会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 懇話会を公開することにより公正かつ円滑な懇話会の進行が著しく損なわれると認められる場合

## (関係者の出席)

第 6 条 保健福祉局長は、必要があると認められるときは、懇話会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、保健福祉局健康部地域保健課において処理する。

## (施行細目の委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、保健福祉局健康部長が定める。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日決裁）

## (施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（神戸市地域・職域保健ネットワーク会議要綱の廃止）

2 神戸市地域・職域保健ネットワーク会議要綱は廃止する。